

菊池市議会議員一般選挙

立候補予定者届出事務説明会

立候補される時は、公職選挙法等に規定された各種の届出書類が必要で、また、選挙の際は選挙運動に関する収支報告などが必要となります。これらについての立候補予定者の届出事務説明会を行いますので、関係者（立候補予定者、総括主宰予定者、出納責任予定者など）は出席していただきますようお願いいたします。

**とき** 4月27日（火）  
午後1時30分～

ところ

菊池市文化会館小ホール

郵便などによる不在者投票の対象者が拡大されました

郵便などによる不在者投票は、身体障害者手帳が戦傷病者手帳を持つ選挙人で、次のような障がいのある人（別表〇印の該当者）または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人が対象となります。ただし、投票に先立って「郵便等投票証明書」の交付申請が必要で、

郵便などによる不在者投票における代理記載制度の対象者

郵便などによる不在者投票をすることが出来る選挙人で、かつ、自ら投票の記載をすること

パブリックコメントを実施します

「菊池市総合計画後期基本計画（案）」へのパブリックコメント（意見募集）を実施します。お寄せいただいた意見は、市で検討し、総合計画への記載事項として反映していきます。また、いただいたご意見は、ホームページなどで公表します。どうぞ皆さんご意見をお寄せください。

菊池市総合計画後期基本計画

総合計画は、地域づくりの最も上位に位置づけられる行政計画であり、長期展望に立った計画的、効率的な行政運営の指標を示すものです。

本市の総合計画は、「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち」をまちづくりの理念とし、基本構想（10年間）、基本計画（前期5年・後期5年）、実施計画（毎年ローリング）の3本柱で構成されています。

**募集期間** 4月20日（火）～4月30日（金）

**閲覧場所** 企画振興課や各総合支所総務振興課、ホームページで閲覧できます。

問い合わせ先

企画振興課企画振興係

# 菊池市営住宅補充入居者を募集します!

菊池市営住宅に空き部屋が発生した際、速やかに入居を紹介できるよう補充入居者を募集します。※次に基づき算出した控除額を合計します。希望の団地ごとに抽選で入居順位を決定し、空き部屋の紹介を行います。

**受付期間** 6月1日（火）～6月15日（火）  
午前8時30分～午後5時必着（期日厳守）  
※土・日・祝日を除く  
**申し込みを受け付ける市営住宅**  
単身者・小世帯

団地名	地区名
葉山（平屋）・音町・北宮（平屋）・袈裟尾（2DK）	菊池
砂田（平屋）・砂田西（平屋）	七城

団地名	地区名
葉山（2階建・3階建）・北宮（2階建）・音光寺・淵園・中町・袈裟尾（3DK）	菊池
砂田（2階建）・蛇塚・元村・林原・林原第2・流川・砂田西（2階建）	七城
あさひが丘・高柳・岩本・新明	旭志
朝日西・福本・田島・迫田・朝日東（2階建）	泗水

**申込資格** 次の①～⑤のすべてに該当すること。  
①持家がなく居住するための住居に困っている。  
②同居親族がある（婚約者なども含みます）  
※単身入居の場合、昭和31年4月1日以前に生まれた人は、特例とします。この他にも、条件によっては入居できる場合があります。  
③世帯の合計月額所得が基準内である。  
④税金などの滞納がない。  
⑤入居申込者および同居しようとしている親族などが暴力団員でない。

**◆月額所得の計算方法**  
(世帯全員の所得額－控除額の合計)÷12(カ月)

◆控除合計額の計算

※次に基づき算出した控除額を合計します。

控除の内容	控除額
同居者または控除対象配偶者もしくは扶養親族	一人につき38万円
特定扶養親族	一人につき20万円
老人扶養親族または老人控除対象配偶者	一人につき10万円
寡婦または寡夫	27万円
障がい者	一人につき27万円
特別障がい者	一人につき40万円

申し込みに必要な書類

- ①平成22年度市営住宅入居申込書
  - ②住宅状況申告書
  - ③住民票謄本（同居予定者全員が記載され、続柄が分かるもの）
  - ④平成22年度市県民税課税台帳記載事項証明書（6月1日以降の発行書類）
  - ⑤未納がない証明書
  - ⑥その他証明書（婚約証明書、障害者手帳の写しなど）
- ※④、⑤は18歳以上の同居予定者全員分それぞれ必要です。

申込方法

必要書類を揃えて、都市整備課または、各総合支所建設課へ直接提出してください。郵送の場合は、簡易書留郵便で受付期間最終日必着とします。  
※申込書その他書類などに虚偽の申告があった場合、入居申し込みは無効となります。  
※平成21年度中に補充入居申し込みをしている人も、新たに申し込みが必要になります。

抽選会

申し込みを済ませた人には、抽選会のお知らせをします。

問い合わせ・申込先

都市整備課住宅係、各総合支所建設課

## 合併浄化槽を設置しませんか？

合併浄化槽を  
設置した場合の利点

浄化槽をつけることで生活環境を整備して、快適な生活を送ることが出来ます。さらに、きれいな水を流して美しく豊かな自然を守ることが出来ます。このほかにも浄化槽にはいくつかのすぐれた点があります。

○生活排水の汚れが1/10に減り、きれいに処理した水を放流できます。  
○きれいな排水をその場で放流することで、身近な川の水量を確保できます。

○水洗トイレで毎日の生活が快適になります。

○図①に示すとおり、合併浄化槽と単独浄化槽およびくみ取りでは、河川へ放流する汚れが大きく違います。きれいな水を未来の子どもたちに残すために合併浄化槽の設置をご検討ください。

浄化槽市町村整備推進事業  
（市町村設置型）とは？

この事業は浄化槽本体を市で設置し、市が浄化槽本体の維持管理をしていく事業です。工事費の一部負担をいただいただけ

図①合併浄化槽・単独浄化槽・くみ取りの放流水の汚れ比較図



※1人が1日に出す汚れの量は約40gになります。

設置に伴う負担金および使用開始に伴う使用料額

浄化槽の規模	5人槽	7人槽	10人槽
(延べ床面積130㎡未満)	(延べ床面積130㎡以上)	(浴室および台所が2カ所以上)	
負担金（一回払い）	88,000円	102,000円	129,000円
使用料（月々）	4,920円	5,810円	7,160円

- ・放水先が確保されていない場合は設置できません。
- ・工事を実施する場所
- 5人槽 3.5m×4.7m
- 7人槽 3.9m×4.9m
- 10人槽 4.1m×5.5m
- ・程度の用地が必要となります。
- ・工事の着工は、入札などの事務処理のため申請書受付から1カ月半以降となります。

問い合わせ先

下水道課、各総合支所建設課